



臨時代理議決
平成30年3月7日

第8号議案

京都府教育委員会基本規則の一部を改正する規則の制定について

京都府教育委員会基本規則第17条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成30年3月23日

教育長 橋本 幸三

提出の理由

京都府公告式条例（昭和25年京都府条例第40号）において、知事の定める規則を公布しようとするときに必要としている知事の署名を記名に改めることに伴い、京都府教育委員会基本規則（昭和24年京都府教育委員会基本規則第1号）について所要の改正を行ったことを報告するものである。

京都府教育委員会規則の公布時の教育長の署名廃止について

京都府公告式条例（昭和 25 年府条例第 40 号）において、知事規則を公布しようとするときは署名をすることとされている規定について、記名とする旨に改正されることに伴い、京都府教育委員会基本規則（昭和 24 年京都府教育委員会規則第 1 号）について、以下のとおり一部改正した。

1 京都府公告式条例の改正内容

知事規則（年間 50～70 本）の公布に際し、条例の公布と同様に知事が署名をしているが、行政事務の効率化を図るため、知事規則については署名を廃止し、記名(印字)方式に変更した。(平成 30 年 2 月府議会提案)

府の機関の定める規則についても、知事規則を準用することとされており、これまで各機関において規則を公布する際には、当該各機関の長が署名を行っているが、条例改正に伴い、記名(印字)方式とした。

2 京都府教育委員会基本規則の改正

条例の規定に加え、京都府教育委員会基本規則第 26 条で、規則等の公布にあたり教育長が署名する旨規定されているため、条例改正に併せ基本規則を改正した。

(公告式等)

第 26 条 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するもの（以下「規則等」という。）を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記載し、その末尾に教育長が署名しなければならない。

2～4 略

3 施行期日

平成 30 年 3 月 12 日から（条例改正の公布日と同日）

京都府教育委員会基本規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月12日

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三

京都府教育委員会規則第1号

京都府教育委員会基本規則の一部を改正する規則

京都府教育委員会基本規則（昭和24年京都府教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項を次のように改める。

教育委員会規則（以下「規則」という。）を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び教育長名を記入しなければならない。

第26条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「規則等は」を「規則及び規程（以下「規則等」という。）は」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「規則等の公布」を「規則の公布及び規程の公表」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会の定める規程（規則を除く。以下「規程」という。）を公表しようとするときは、公表の年月日及び教育長名を記入しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

京都府教育委員会基本規則（昭和24年京都府教育委員会規則第1号）新旧対照表

【参考】 京都府公告式条例（改正後）	改 正 前	改 正 後	備 考
<p>第1条 (略)</p> <p>(条例の公布)</p> <p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に知事が署名しなければならぬ。</p> <p>2 条例の公布は、京都府公報に登載して行う。但し、天災事変等に因り京都府公報に登載して公布することができなるときは、府庁前の掲示場及び公衆の見易い場所に掲示してこれにかえることができる。</p> <p>(知事の定める規則の公布)</p> <p>第3条 知事の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び知事名を記入しなければならない。</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の規則について準用する。</p> <p>(知事の定める規程の公表)</p> <p>第4条 知事の定める規程（規則を除く。）を公表しようとするときは、公表の年月日及び知事名を記入しなければならない。</p> <p>2 第2条第2項の規定は、前項の規程について準用する。</p>	<p>(公告式等)</p> <p>第26条 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するもの（以下「規則等」という。）を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記載し、その末尾に教育長が署名しなければならない。</p> <p>(追加)</p> <p>2 規則等の公布は、京都府公報に登載して行う。ただし、天災その他の理由により京都府公報に登載して公布することができなときは、府庁前掲示場及び公衆の見やすい場所に掲示してこれに代えることができる。</p>	<p>(公告式等)</p> <p>第26条 教育委員会規則（以下「規則」という。）を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び教育長名を記入しなければならない。</p> <p>2 教育委員会の定める規程（規則を除く。以下「規程」という。）を公表しようとするときは、公表の年月日及び教育長名を記入しなければならない。</p> <p>3 規則の公布及び規程の公表は、京都府公報に登載して行う。ただし、天災その他の理由により京都府公報に登載して公布することができなときは、府庁前掲示場及び公衆の見やすい場所に掲示してこれに代えることができる。</p>	<p>署名廃止 京都府公告式条例の改正に合わせ、教育委員会規則、その他の教育委員会の定める規程を公布しようとするときに必要としている教育長の署名を記名に改めることとする。</p> <p>条例に依い、規則と規則以外の規程に分けて定める。</p>

<p>(規程の施行期日) 第6条 府の機関(教育委員会を除く。)の定める規程は、当該規程をもつて特に施行期日を定めることができる。</p>	<p>3 規則等は、当該規則等に施行期日を定めるもののほか、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。</p> <p>4 前2項の規定は、教育長の定める規程で公表を要するものに準用する。</p>	<p>4 規則及び規程(以下「規則等」という。)は、当該規則等に施行期日を定めるもののほか、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。</p> <p>5 前3項の規定は、教育長の定める規程で公表を要するものに準用する。</p>
<p>(府の機関の定める規則の公布等) 第5条 第2条第2項及び第3条第1項の規定は、府の機関(知事及び教育委員会を除く。以下この条において同じ。)の定める規則について準用する。この場合において、同項中「知事名」とあるのは、「当該機関の名称又は当該機関の代表者の氏名」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第2条第2項及び前条第1項の規定は、府の機関の定める規程(当該機関の定める規則を除く。)で公表を要するものについて準用する。この場合において、同項中「知事名」とあるのは、「当該機関の名称又は当該機関の代表者の氏名」と読み替えるものとする。</p>		

